

Apple Pay の WAON クレジット等チャージサービス特約

* 本特約は対象の決済カードでチャージ設定する場合に、適用されます。

第1条(目的)

「Apple Pay の WAON クレジット等チャージサービス特約」(以下、「本特約」といいます。)は、イオンフィナンシャルサービス株式会社(以下、「当社」といいます。)が定めた Apple デバイス版 WAON 利用約款、個人情報の取扱いに関する重要事項 Apple デバイス版、WAON ポイント約款、Apple Pay の WAON 特約 (以下、「約款等」といいます。)に基づいて定める特約であり、利用者が、WAON のチャージを行う場合、当該チャージの利用代金を会員が指定するクレジットカード等で決済するサービス(以下、「クレジット等チャージサービス」といいます。)の内容と使用条件等を定めるものです。なお、関係規約類と本特約の内容が抵触するときは、本特約が優先して適用されます。

第2条(定義)

本特約において使用する用語の定義は次の通りとします。また、本条に定めるもののほか、本特約における用語の定義は、約款等において定義する意味を有するものとします。

1. 「会員」とは、次条に基づき、当社との間においてクレジット等チャージサービスの提供に関わる契約(以下、「クレジット等チャージサービス契約」といいます。)が成立した記名式 WAON の利用者のことをいいます。
2. 「記名式 WAON カード」とは、WAON カードに使用者の情報を記録した記名者本人の使用に供する Apple Pay の WAON のことをいいます。
3. 「クレジット等チャージサービス」とは、当社が会員に提供する WAON サービスの一形態であり、決済カードのクレジットカードまたはデビットカード機能、またはこれに類する当社が指定する決済手段の機能を利用することにより、当社が承認した記名式に、当社が別途定める条件および方法でチャージを行うサービスのこと。なお、別途定めるオートチャージにより提供されるチャージサービスを「オートチャージサービス」といいます。
4. 「決済カード」とは、クレジット等チャージサービスに関わる利用代金が生じるごとに当社への決済手段として使用するために、次条に基づき会員が登録した、本人名義で有効なクレジットカード・デビットカード、またはこれに類する当社が指定する決済手段のことをいいます。
5. 決済カード発行会社とは、前号のクレジットカード・デビットカードまたは当社の指定する決済手段を発行する会社のことをいいます。

第3条(契約の成立)

1. クレジット等チャージサービスの利用を希望する記名式 WAON の利用者(以下、「サービス希望者」といいます。)は、本特約に同意のうえ、当社に対して、当社が別途定める手続きに従ってクレジット等チャージサービスの利用登録の申込みを行います。当社および当社の指定する決済カード発行会社がサービス希望者からの利用登録の申込み時に指定された決済カードを承認し、かつ、当社が当該登録の申込み時に指定された記名式 WAON を承認したうえで、当社において登録手続きが完了したときに、当社とサービス希望者との間でクレジット等チャージサービスの契約が成立します。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社はサービス希望者からのクレジット等チャージサービスの利用登録を承認しません。この場合、サービス希望者がクレジット等チャージサービスの利用登録のために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き返却されないものとします。
 - (1) 当社の定める手続きに従わない場合
 - (2) サービス希望者、登録時に指定された決済カードの名義人、登録時に指定された記名式 WAON の名義人全てが同一でない場合
 - (3) 利用登録申込み時に指定された決済カードが、当社の定める決済カードではない場合
 - (4) 利用登録申込み時に指定された決済カードを発行する決済カード発行会社が、決済カードを承認しない場合
 - (5) その他当社が会員として不適当な事由であると判断した場合

第4条(利用方法等)

1. クレジット等チャージサービス利用時においては、決済カードの利用代金の明細等を記載した売上票への署名は省略します。
2. 会員は、クレジット等チャージサービス契約の申込みおよびクレジット等チャージサービスの利用が会員本人によると否とにかかわらず、クレジット等チャージサービスの利用により記名式 WAON にチャージがなされた結果生じる代金すべてを支払うものとします。
3. 会員が決済カードを発行する決済カード発行会社に対し、チャージに関する請求金額を支払わず決済カードを発行する決済カード発行会社がクレジット等チャージサービスの代金の支払いを拒絶した場合、当社はチャージされた金額を会員に直接請求することができます。

第5条(個人情報の取扱い)

1. 会員およびサービス希望者がクレジット等チャージサービスの利用登録のために提出した生年月日、決済カードの番号、有効期限、セキュリティーコードおよび WAON 番号、クレジット等チャージサービスの利用登録の有無に関する情報（以下総称して、「会員個人情報等」といいます。）の取扱いは、次の各号の通りとします。
 - (1) 当社は、取得した会員個人情報等を厳重に管理します。
 - (2) 当社は、取得した会員個人情報等を次の目的で利用します。
 - ア) クレジット等チャージサービスの利用登録を行う登録者本人であることの確認
 - イ) クレジット等チャージサービスの利用登録をする決済カードの承認
 - ウ) クレジット等チャージサービスに関わる利用代金の決済
 - エ) 当社から会員への WAON オートチャージサービスに関わる通知・案内の送付
 - オ) 当社から会員およびサービス希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
2. 会員およびサービス希望者は、クレジット等チャージサービスの利用登録において、会員が指定した決済カードを登録することについて当該決済カードの発行会社の承認を得るために、当社が当該決済カードの発行会社に対して、前項(1)に定める会員個人情報等ならびに、当社が保有する記名式 WAON の登録情報を提供することに同意します。
3. 当社が保有する記名式 WAON の会員の登録情報は、約款等に定めるところによります。

第6条(会員情報の変更)

1. 会員は、会員個人情報等に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、直ちに当社に届け出な

ければなりません。

2. 当社は、会員が決済カード、または記名式 WAON の再発行を行い、決済カードの番号または WAON 番号の変更が生じた場合、会員からの申し出のない限り、すでに届け出済みの情報により決済することとします。ただし、当社が決済カードの発行会社に照会した際に、当該決済カード会社から指示があった場合は、決済カードの番号以外の番号で決済することもあります。

第7条(契約の終了)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、クレジット等チャージサービスの契約は終了します(以下、「退会」といいます。)
 - (1) 記名式 WAON を再発行した場合で、再発行後の記名式 WAON について、クレジット等チャージサービスの利用登録を行っていない場合
 - (2) 会員が、当社が定めた手続きに基づいてクレジット等チャージサービスの解約を申出て、解約手続きが完了した場合
 - (3) 会員の記名式 WAON が WAON 利用約款に基づき利用ができなくなった場合
 - (4) 会員の決済カードが無効または解約となった場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込が会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) 決済カード発行会社が、会員の決済カードの承認を取り消した場合
 - (7) 本特約その他当社が WAON サービスに関し定めた規定に反する行為を行ったとき
 - (8) その他本特約第3条(2)に定める事由に該当した場合
2. 本条に基づく退会に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が承諾の上で退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの期間における会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
3. 会員は、退会後であっても、退会前に発生したクレジット等チャージサービスに関わる利用代金の支払いについては本特約が適用されることに同意します。

第8条(本特約の変更)

1. 本特約を変更する場合、当社は、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により、一定の予告期間をおいて変更内容について周知の措置をとります。
2. 本特約の変更は、次の場合に効力を生じるものとします。
 1. 利用者からの異議がなく前項の予告期間を経過したとき。
 2. 前項のお知らせ後、利用者が WAON のチャージまたは利用を行ったとき。
3. 前項の規定に関わらず、本特約の変更が利用者に不利益なものであると認められる相当の事由があり、第1項の予告期間内に利用者から異議の申出があった場合には、当社は、Apple デバイス版 WAON 利用約款第20条第3項の規定に従い、WAON を返金します。

附則

本特約は、2021年10月1日から適用します。

2025年2月28日 改定